

平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	公の施設の指定管理者監査
2 監査対象	友輪株式会社（四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場） 都市整備部道路管理課（指定管理に関する事務の所管所属）
3 監査実施期間	平成25年 1月15日
4 監査結果報告	平成25年 3月29日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【友輪株式会社】

<p>(1) 業務完了報告について 基本協定書第34条に定める管理業務完了届が提出されていなかった。協定書の履行に遺漏がないよう、適正な事務処理を行うこと。 【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 4月16日 毎会計年度が終了する3月分の定期業務報告に合わせて漏れのないよう管理業務完了届を提出することとした。平成24年度については、平成25年4月16日に提出した。</p>
<p>(2) 従事者の配置について 仕様書では12月31日午後から1月3日まで管理室は無人とすると定めているが、平成23年12月31日は終日無人となっていた。仕様書に基づき、適正な従事者の配置を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 5月20日 従事者の勤務シフト表は、友輪株式会社名古屋支店担当者が作成し、従事者へ配布することとしているが、勤務シフト表を作成した際、平成23年12月31日について誤って無人と作成した。今後、適正な従事者の配置を行うべく、従事者に配布する以前に現場管理者、名古屋支店長が確認し、適正な配置を確認のうえ、従事者に配布することにした。なお、12月31日の従事者については、従事者に漏れがないよう事前に勤務確認を現場管理者が行うことにした。</p>

【都市整備部道路管理課】

<p>(1) 従事者の配置について 仕様書での従事者配置について、定期的な実査を行い、その状況を確認すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 7月12日 仕様書に基づき従事者の配置、シフト表を提出させ、毎月担当者が実地確認し、所属長に確認を得ることとした。</p>
<p>(2) 貸与備品の管理について 指定管理者への貸与備品について、定期的な実査により、適正な備品管理を行うこと。また、その実査記録（日時、立会者、数量など）を文書にして残すこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 7月12日 貸与備品一覧表に基づき調査書を作成し、職員立会いの下、備品を確認することとし、7月12日に実施した。</p>

平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 友輪株式会社（四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場）
都市整備部道路管理課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成25年 1月15日
- 4 監査結果報告 平成25年 3月29日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【友輪株式会社】

<p>(1) 従事者の出勤管理について 従事者の賃金支払いの算定となる出勤簿について、本人の申告のみでなく、たとえば従事者間で確認しあうなど、ダブルチェックした記録を残すよう改めること。加えて、上司の承認、月次の本市側の確認を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月27日 従事者の出勤確認については、出勤簿で行っていたが、これに加えて、従事者勤務記録を記載項目に含んだ業務日誌を作成し、担当者の引継ぎ時に従事者間で確認しあうことができるようにした。また、出勤簿については、月例報告時に写しを市へ提出することとした。</p>
<p>(2) 現金等の管理について 利用料金の収納、利用券の取扱いは、内部牽制確保の観点から原則として複数の従事者で行ない、必ず上司の承認と月次の本市側の確認を行う等の体制を確立し、事故や不正防止の徹底を図ること。また、従事者が不在となる時間帯もあることから、不正利用を防止するシステムを確立すること。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成25年 9月27日 利用料金の収納にあたっては、前日分の利用料金を金融機関に納付する前に当日の従事者が再度、確認した後に納付することとする。確認したことがわかるよう検討中である業務日誌中に翌日現金確認欄を設けるよう検討する。定期利用券、一時利用券には通し番号が印刷されており、月例報告時には、その数量報告書を作成して提出し、適正に取り扱うようにしているが数量報告書提出時には、現場管理者が現地にて各利用券使用数、残枚数に間違いが無いかとチェックすることとする。従事者不在時間帯の利用については、24時間オープン施設のため、現状では入出場が自由にできる体制にあるが駐車場の巡回、防犯カメラ設置施設であることのポスター等による更なるPR、一時利用未収札の自転車への確実な取付等により、不正利用を防止していく。</p> <p>【措置済】 平成26年 3月24日 利用料金の収納にあたっては、前日分の利用料金を金融機関に納付する前に当日の従事者が再度、確認した後に納付することとした。確認したことがわかるよう業務日誌中に翌日現金確認欄を設けた。 定期利用券、一時利用券には通し番号が印刷されており、月例報告時には、その数量報告書を作成して提出し、適正に取り扱うようにしている。また、数量報告書提出時には、現場管理者が現地にて各利用券使用数、残枚数に間違いが無いかとチェックすることとした。 従事者不在時間帯の利用については、24時間オープン施設のため、現状では入出場が自由にできる体制にあるが、不正利用の防止のため、「駐車場の巡回」、「防犯カメラ設置施設であることを大きく明示」、「一時利用未収札の自転車への確実な取付の実施」等の対策を取った。</p>

<p>(3) 利用者の増加に向けた取組みについて 指定管理者として利用料金制をとっており、民間のノウハウ等の導入により本市の財産を有効活用し、市民へのサービスとして還元されることが求められる。学生と一般の利用者別の推移分析、更新時期に効果的にPRするための定期券購入者リストの整備など、現状を把握することから始めて、利用者の増加に向けた取組みを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成25年 9月27日 現状では、自転車・バイク別の月別利用者数の把握のみしかできていないので過去の月別月報から自転車一般・学生の利用者別の推移を把握することとする。毎月の更新時期には、「更新受付中」などの掲示等を行い、利用者の継続利用に努めていく。3月～4月にかけての新年度には、学生の利用者推移結果をもとに近隣高校などへ利用案内等を作成し、利用者増加へ向けたPRを行っていく。</p> <p>【 措置済 】 平成26年 3月24日 現状で把握できていなかった自転車一般・学生の利用者別推移についても、過去の月別月報から把握できるようにデータの集計を行うこととした。毎月の更新時期には、「更新受付中」などの掲示等を行い、利用者の継続利用に努めていく。3月～4月にかけての新年度には、学生の利用者推移結果をもとに近隣高校などへ利用案内等を作成し、利用者増加へ向けたPRを行った。</p>
--	--

【都市整備部道路管理課】

<p>(1) 指定管理契約の見直しについて 利用者の減少が続く中、本市の財産である当施設を管理するにあたり、利用料金制という現在の指定管理の契約方法は、本市側が利用料金収入額や指定管理者の費消した諸経費の金額を、どのように確認し何をもって妥当であると市民に対して説明できるのか課題が残る。現状では、指定管理者の一方的な収支報告だけで終始する本市側の管理である。事業の有効性不足や収支の信憑性の欠落に対処するため、次期の契約更新に向けて、改善のため契約方法の抜本的な見直しを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 8月30日 利用料金の収入は、従事者が再度確認した後に納付することとし、利用券には通し番号が印刷されており月例報告時に内容をチェックをすることとした。 指定管理料については、過去に節減した内容を継続させており、過去の実績を十分に把握する中で指定管理料の上限を設定し対処している。</p>
<p>(2) 保険の付保について 基本協定者第43条に基づき、本市が付保するものと、管理業務の実施にあたり指定管理者が自らのリスクに対して適切な範囲で付保するものについて、重複や遺漏が生じることのないよう整理し見直すこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月27日 今後において、基本協定者第43条に基づき、四日市市と指定管理者が重複や遺漏が生じないよう適切な範囲で見直しを行うこととする。次回平成26年度の契約で整理することとした。</p> <p>【 措置済 】 平成26年 3月24日 指定管理期間満了にともない、平成26年度以降の指定管理者の募集を行っていたが、その中で保険の内容についても募集時に提示した。それを踏まえた実施計画が提出されており、付保についての重複は解消された。</p>
<p>(3) 事業収支実績について 現契約では、利用料金の売上高の妥当性とすべての経費内容をチェックする必要がある。抽出による売上傳票類のチェック、計上経費が当施設の管理運営上必要なものであり金額が妥当かについてのチェックなどを、複数の職員及び上司の抽出検査により行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 8月30日 経費内容、売上傳票及び計上経費について職員によるチェックを行い更に上司による抽出検査をすることとした。</p>

<p>(4) 修繕等経費負担区分について 施設の修繕等に係る指定管理者と本市との負担については、基本協定書第18条で定められている。これは、軽易な維持補修は指定管理者の負担、大規模改修は本市の負担という考え方に基づき区分されているものであるが、軽易な維持補修と大規模改修の必要性などの判断基準や、負担のあり方について再検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 8月30日 施設の修繕等の負担区分について、指定管理者の負担は1件あたりの施設の修繕は、上限1,000千円としており、大規模な改築及び修繕は市、施設に附帯する土木工事及び器具修繕等の小規模な修繕は指定管理者で上限500千円未満としている。なお、平成26年度より指定管理料に含めるべき施設修繕料は四日市市が指定する金額としており、この金額において精算することとしている。</p>
<p>(5) 指定管理者に対する指導監督について 毎月開催している指定管理者との連絡調整会議において、月例報告を詳細に聴取し、売上高や人件費等諸経費の妥当性を確認するシステムを導入すること。また、現場において、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認を行うこと。精度の高いモニタリングを実施して、利用方法や環境の改善などを行い、利用者倍増作戦を指導すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 8月30日 月例報告の際に売上高や人件費等諸経費を確認することとした。 又、現地に出向いて業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認をした。 定期利用者の更新時期に継続利用をしてもらうように努め、一時利用者にも継続して利用してもらうようアンケートを実施し、掲示等及びPRを行なうなど、利用者増への指導を行った。</p>